

岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程

平成19年5月11日

選挙管理委員会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の例)

第2条 条例の施行については、岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成19年規則第10号。第7条第2項、第8条及び第17条の規定を除く。)の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。